

環境省告示第 号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成十三年四月以降の月分の障害補償費について適用し、平成十二年三月環境庁告示第二十四号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成十三年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

平成十三年三月 日

環境大臣 川口順子

	性別	
	男子	女子
昭和五十八年四月二日以降に生まれた者	一一五、八〇〇円	一一三、五〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者	一五五、六〇〇円	一三三、五〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	一八五、六〇〇円	一六〇、一〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日まで	二二六、一〇〇円	一八三、一〇〇円

昭和三十二年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	二七五、一〇〇円	二〇三、三〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三一、六〇〇円	二〇八、〇〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	三三六、四〇〇円	二〇三、八〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	三五六、〇〇〇円	一九九、六〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	三六八、〇〇〇円	一九六、五〇〇円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	三四五、八〇〇円	一八八、五〇〇円
昭和十一年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二五三、四〇〇円	一六四、〇〇〇円
昭和十一年四月一日以前に生まれた者	二二一、七〇〇円	一六七、九〇〇円